

「大学図書館のアクセシビリティを考える」

大学教育とアクセシビリティ

Diversity × Accessibility
= Potential

広島大学

アクセシビリティセンター

山本 幹雄

本日の内容

1. ご存知ですか？
2. アクセシビリティとは？
3. 多様性とは？
4. なぜアクセシビリティなのか？
5. 多様な利用者の制約
6. 身近なアクセシビリティ
7. UE-Net / ALPC (時間があれば)
8. まとめ



「ご存知ですか？」



Question 1

アクセシビリティについて
… ご存知ですか？

Q.1 ウォーミング・アップ

1. 「点字ブロック」はどのように利用されているかご存知ですか？
2. 「車いすのマークがある駐車スペース」が通常より幅を広くとってある理由をご存知ですか？
3. 「買い物や外食をする」際に車椅子やベビーカーで利用できるかどうかについて考える機会がありますか？
4. 「多目的トイレ」や「授乳室」があるお店をどのくらいご存知ですか？

2

「アクセシビリティ」とは？



Question 2

アクセシビリティという言葉をご存知ですか？

Accessible?

辞書をひくと・・・

1. a place, building, or object that is accessible is easy to reach or get into
2. easy to obtain or use
3. someone who is accessible is easy to meet and talk to, even if they are very important or powerful
4. a book, poem, painting etc, that is accessible is easy to understand and enjoy

Longman Dictionary of Contemporary English より



場所、建物、人物、書物、
ツール、知識、芸術・・・

到達しやすい、参加しやすい、手に入りやすい
使いやすい、分かりやすい、享受しやすい

accessible!

アクセシビリティとは？



利用・参加・移動・対話・作用・・・しやすさ

「アクセシビリティ」

「何か」が「何か」にアクセス（利用・参加・移動・対話・作用・・・等）する際の「アクセスのしやすさ」を表す言葉。

文脈に応じて・・・

- 利用しやすさ、参加しやすさ
 - 到達しやすさ、入手しやすさ、近づきやすさ
 - 使いやすさ、分かりやすさ、便利さ
- 等の意味を持つ。

アクセシビリティの文脈

近年は「〇〇のアクセシビリティ」と言えば・・・

- 「多様な利用者にとって〇〇は利用可能か？」
- 「多様な利用者にとって〇〇はどの程度利用しやすいか？」

という**文脈**で用いられることが多い

少子高齢化



グローバル化

高度情報化



情報アクセシビリティ
物理的アクセシビリティ
心理的アクセシビリティ
経済的・社会的アクセシビリティ
を高める方策

+

安全・安心のための、
アクセシビリティの**制御**が必要

3

「多様性 (Diversity)」とは？



Question 3

大学が想定しておくべき多様性にはどのような内容があるのでしょうか？

多様な利用者

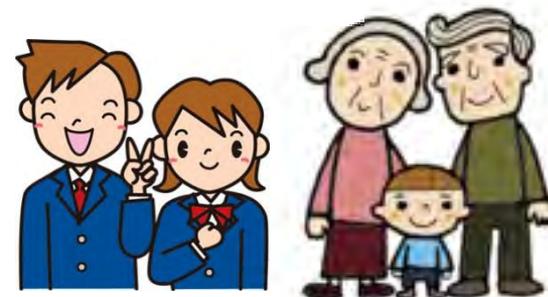
言語・文化



ジェンダー



年齢



知識・経験



障害の有無



技術・習熟度

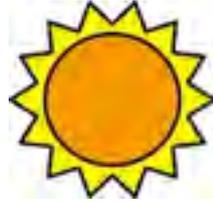


身体特性



多様な利用状況

天候



コンディション



環境



交通機関



生活インフラ



4

なぜ、アクセシビリティなのか？



Question 3

大学がアクセシビリティを
推進する理由としては、
どのようなものが考えられますか？

大学でアクセシビリティを推進する理由

make education accessible ...

① legal reasons (法律的に)

... or you will be punished

② moral reasons (モラル的に)

... because it is right thing to do

③ business reasons (ビジネス的に)

... and you will make a profit

④ pedagogic reasons (教育的な)

... and students will have a better learning experience

一部引用「E-learning and Disability in Higher Education」 Jane K. seale

①例) 障害者差別解消法

①法令順守

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

国立・公立教育機関：合理的配慮が義務化

②例) 学習機会の公平性

基本方針

②正しいから推進する

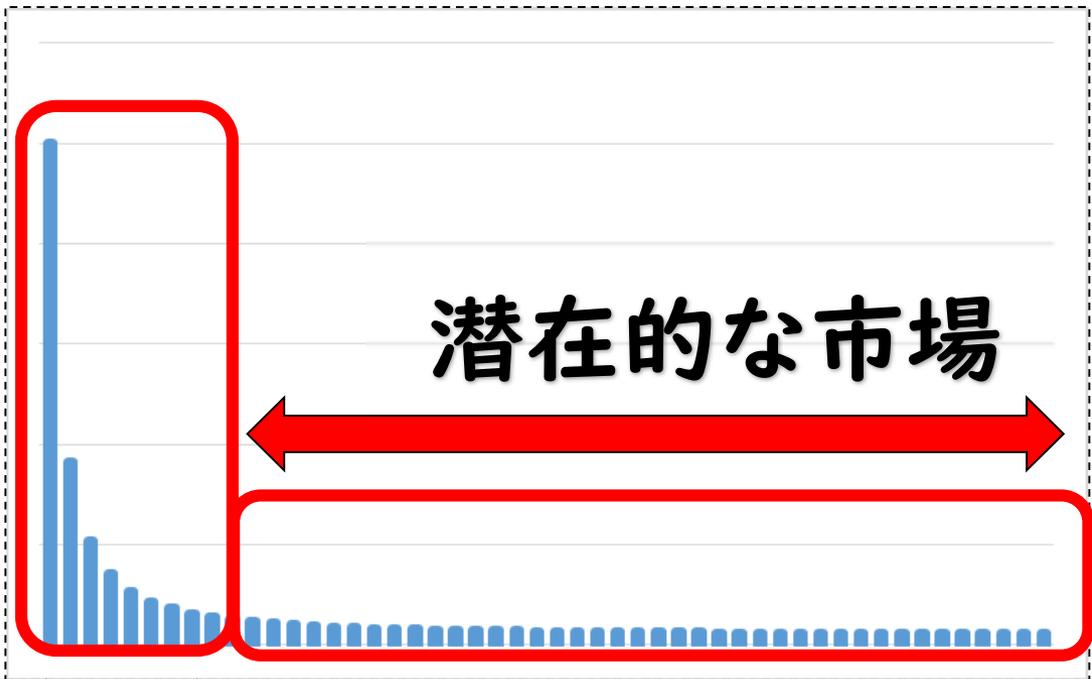
- すべての学生に質の高い同一の教育を保障する
- 評価の公平性を担保する

従来の修学環境・教授法・教材・評価方法は、
多様な学生の修学・受講を想定していない。

アクセシビリティに関する
情報・物理・制度・心理面での
調整・配慮・支援が必要

③例) 市場の開拓

③ビジネスとしてメリットがある



メイン市場

Accessibilityの担保
↓
Diversity の推進
↓
ロングテール
ポテンシャルの開拓

④例) 教育の改善

④教育的な理由

多様な学習機会

教育資源の開拓

多様な学生の修学

優れた才能の開拓

教材・教授法の質的向上

Good Experience!

5.

多様な利用者の制約

Question 5

多様な利用者^{を想定した場合、どのような利用上の制約が生じ得るでしょうか？}

支援障害学生数の推移（学生1万人あたり）

		H25	H26	H27	H28	H29
従来型	盲・聾	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3
	弱視・難聴	2.8	3.0	3.2	3.6	3.5
	肢体不自由	4.1	4.2	4.7	5.1	5.0
潜在型	病弱・虚弱	2.7	2.9	5.0	7.1	6.3
	発達・精神	9.0	9.8	18.9	22.5	28.0

独立行政法人日本学生支援機構:大学,短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.2013,2014,2015,2016.2017 を基に作成

視覚の制約例

制約がある利用者の例

- 全盲、盲、弱視
- 作業中（運転、子守等）
- 遠距離、暗闇

制約・アクセシビリティの特性

- 見つけることが困難（障害物、探し物等）
- 時間を要する（読み書き、移動、操作等）
- 識別・視認が困難（色、文字、図表、障害物等）
- 視認を要する情報が伝わらない（指示語等）

聴覚の制約例

制約がある利用者の例

- 聾、感音性難聴、伝音性難聴
- 工事現場、遠距離
- 会議中、図書館

制約・アクセシビリティの特性

- 音に気が付かない（チャイム、警告音、館内放送・車内放送、掛け声等）
- 聞き取れない（言葉、話声等）
- 音声を用いた会話が困難

運動機能の制約例

制約がある利用者の例

- 上下肢・体幹の障害、まひ
- 低筋力、病弱、内部障害
- 高齢者、妊産婦、疲労時、運転中

制約・アクセシビリティの特性

- 長時間の座位・立位・歩行が困難
- 長時間の作業・力仕事が困難
- 時間を要する（読み書き、移動、操作等）
- 手・指を使った動作が困難
- 幅（車いす）・高さ（座位・立位）・広さ・段差の制約

コミュニケーションの制約例

制約がある利用者の例

- 視覚障害、聴覚障害、言語障害
- 精神障害、発達障害、知的障害
- 外国人

制約・アクセシビリティの特性

- 対人・社交の不安・不自由がある
- 言葉の不自由がある
- 話の内容の聞き取りが困難
- 空気を読むこと・抽象的な内容の理解が困難
- 文字の読み書きが困難